山梨県国土利用計画審議会会議録

- 1 日 時 令和2年2月13日(木)午前10時~午前11時05分
- 2 場 所 山梨県庁防災新館 406 会議室
- 3 出席者
 - 委員(五十音順、敬称略)

 赤岡 勝廣
 石井 信行
 長田
 満
 岸 いず美
 桜井 義明

 進藤
 中
 鈴木 孝子
 辻
 由樹
 外川 伸一
 西田
 継

樋口 雄一 平塚 明美 保坂 真吾 山縣 然太朗

以上 14人

県側

渡邊 和彦 総合政策部長

增田 義昭 森林環境部技監(森林整備課長事務取扱)

津田 裕美 地域創生・人口対策課長

植村 武彦 地域創生・人口対策課総括課長補佐

中村 直樹 総合政策部政策企画監

- 4 傍聴人の数 3人
- 5 会議次第
- (1) 開会
- (2) 山梨県総合政策部長あいさつ
- (3) 第16期委員の紹介
- (4)役員選出
- (5) 会長あいさつ
- (6) 議事
- (7) 閉会
- 6 会議に付した議題(すべて公開)
- (1)役員選出
- (2) 本県の土地利用の概況等について
- (3) 山梨県土地利用基本計画の変更(案) について
- (4) その他

7 議事の概要

(1)役員の選出

委員から事務局案の求めがあったため、事務局から、進藤委員を会長とし、赤岡委員及び石井委員を副会長とする案を提示したところ、承認された。

(2) 本県の土地利用の概況等について 事務局から、資料1から資料6により説明した。 質疑の状況は、次のとおり。

(議長)

・事務局の説明が終わったので、御質問・御意見があればお願いします。

(委員)

・土地利用の利用区分につきまして、例えば農地の場合、実際に活用されているか、いわ ゆる遊休農地の割合がどれくらいだとかそういう話は、県ではどのように把握していま すか。

(総合政策部政策企画監)

・毎年度、関係各部局に対して「土地利用現況把握調査」を実施しています。この調査の中で、農地としての本来の目的で活用されている面積として「農地」に算入すべきものか、あるいは荒廃しており「その他」の利用区分に仕分けるべきものかといった区別を、現況に基づき把握する形となっています。

(委員)

・すると、資料3の「農地」とある区分のところは、基本的には活用されている農地という理解でいいですか。

(総合政策部政策企画監)

- ・はい。
- (3) 山梨県土地利用基本計画の変更(案) について 事務局から、資料7により説明した。

(議長)

・事務局の説明が終わったので、御質問・御意見があればお願いします。

(委員)

・前回の審議会でも同じような質問をしたと思いますが、森林地域の縮小に関しては、この審議会で審議する時にはもう決まってしまっているわけです。なぜ上位計画が優先されずに、下位の方から変わってくるのか。上位計画としてどうなのかという議論は、ど

こで、いつ誰がどのようにしたのか教えてください。

(総合政策部政策企画監)

- ・林地開発につきましては、森林法に基づきまして知事の許可が必要となります。開発許可の申請に対して、知事は森林審議会の意見を聞いた上でその可否を決することになりますので、個別の土地利用の案件について適正か否かの判断は、森林審議会の関与をいただく中で行っている形となっています。
- ・森林法は、土地の実際の状況がどうなっているかを重視する現況主義をとっております ので、林地開発が完了して森林でなくなったことが確認された後に、地域森林計画の変 更を行うこととなりますが、これに先立ってまずは上位計画である土地利用基本計画の 変更が必須となりますため、ただ今の議題とさせていただいているところです。
- ・このように、森林地域につきましては、法律の仕組み上、特殊な流れとなっております ことを御理解いただきたいと思います。

(委員)

・そうすると、上位計画としての意味が薄いと感じてしまいますが、森林審議会以外での 議論はされないということですか。

(地域創生・人口対策課長)

・この審議会では、個々の案件について可否をご審議いただくというよりは、県の土地利 用全体のあり方を見ていただき、たとえば現状の趨勢が基本計画からあまりにも外れて きているような場合に、基本計画のあり方を変えるべきなのか、あるいは下位計画の所 管部局に検討を要請するのかといったご議論をいただくことも含めまして、県土を効率 よく、また適正に利用していくために、大きな視点で御審議をいただきたいと考えてお ります。

(委員)

- ・この審議会では止められないということですが、最初にこの土地利用基本計画を作った時に、「こうしたいから森林に決めました」という考えがあったわけで、それと合っているかどうかというのは、その上位計画を作ったところで判断するのが本筋ではないかと思います。
- ・法律上そのようになっているのは仕方がないとして、今回、北杜市の太陽光発電が出て きていますが、太陽光発電自体、地元で問題になっています。だからこのやり方がOK だとすると、実質、太陽光発電を止めるすべがまったくないことになっています。
- ・具体的にそのような問題を止めたりするのは、本当は上位の計画が駄目だからというの が筋のような気がしますが、そうなっていないのはちょっと変だと感じました。

(地域創生・人口対策課長)

・関係部局には、いただいた御意見を伝えて参ります。御意見ありがとうございます。

(議長)

- ・北杜市周辺で太陽光発電の設置が盛んであることに関しましては、私も何かブレーキを かけることができるのかという質問を事務局にしたことがありまして、先ほどの委員と 同じ思いを持ったところです。
- その他ございますか。

(委員)

・太陽光発電施設に関係する森林地域の変更について、この審議会で審議した対象面積の これまでの合計を教えてください。

(地域創生・人口対策課長)

・この審議会の審議対象となります1~クタール以上の案件について平成26年度以降のケースで足し合わせますと、48~クタールとなります。

(委員)

・先ほどのお話のように、まず県土をこうしたいというプランがあって、それに基づいて 計画というものが出てくると思いますが、結局、現況を追認するという状況になってい るということでしょうか。

(地域創生・人口対策課長)

- ・国土利用計画では、基準年次と目標年次の間で、たとえば森林地域については減少を一 定程度見込んだ中で、現況はどう推移しているかというところを上位計画として見てい ます。
- ・森林地域の実状といたしましては、農地の森林化によって新たに編入される部分もあって、全体的には面積の減少は見られませんので、計画の見通しの範囲内ということで、 御説明をさせていただきました。
- ・今後、メガソーラーのために森林地域が国土利用計画の見通しより随分減ってしまうということになるようでしたら、上位計画の問題として審議すべきことと考えます。
- ・県としてただ現況を追認しているということではなくて、実際に木を切ることがどのような影響を与えるかといった林地開発上の問題点などは、あくまでも所管の森林法で、 森林審議会の関与もいただきながら適正かどうかをしっかり見ていく、ということでございます。

(委員)

・農地の森林化もあって、森林地域としてはさほど面積的に変わっていないという話がありましたが、農地が荒廃してどんどん森林化していくという状況自体には問題がありますので、森林面積が変化していなければいいという話ではないと感じました。

(議長)

・土地利用基本計画には、最終的に農地がどのぐらい、森林がどのくらいという最終目標

が決まっているのですか。

(地域創生・人口対策課長)

・資料3でお示しした国土利用計画の目標年次の面積として、土地の利用区分ごとの目標数値を置いています。この目標面積に照らしまして、余りにも計画で見込んだペースよりも早く減少が進んでいるといったような状況があれば、この審議会の問題としてとらえていく必要があるものと考えております。

(委員)

・土地利用は、どこに何があるかということが重要なわけですから、数字だけの問題では ないと思っています。つまり、減ってはいけないところと、ここであったら少し減って もいいということがあるので、ただ数字だけで御説明されると、少し違うのではと思い ます。

(地域創生・人口対策課長)

・場所が大事というのは御指摘のとおりです。このため、土地利用基本計画を図で管理しており、実際に対象の地域を見ていただいて、この場所がどうかというところを御審議いただけるようにしているところですが、もし不足などがありましたらまた御指摘をいただければと考えています。

(委員)

- ・今回、太陽光の関係で3~クタール、河口湖の方の学校の関係で1~クタールの変更となりますが、この審議会の審議対象となる変更面積に基準がありますか。
- ・個々の案件としては小さい面積でも、段階的に周辺地域が変更されていくと、1 ヘクタール、2へクタールへと積みあがっていく可能性もあるのではないかと思います。

(総合政策部政策企画監)

・この審議会で御審議いただく最小単位としては1~クタールということで運用しております。

(森林環境部技監)

- ・森林法に基づく林地開発許可制度につきまして、許可の対象になる面積は基本的に 1 へ クタールを超えるものを対象にしています。
- ・ただし、御指摘のとおり1~クタール以下のものが複数の場合、たとえば、離れた土地であっても同じ流域にあるものであったり、開発の時期が近くに重なっていたり、あるいは事業主体に関係性が見られるなど、個々には1~クタール以下のものでも実質的には一体として見るのが適切で、かつ、合計が1~クタールを超える場合には、林地開発許可制度の対象にして、厳しくチェックをするという考え方で運用しています。この審議会の御審議をお願いしている案件には、こういったものも含まれています。

(議長)

・今のお話で、たとえば、0.5 ヘクタールの森林開発を行い、太陽光発電施設のために木 を伐採する場合は、審議の対象にならないことはわかりましたが、1年後に隣接地をま た0.5 ヘクタール開発し、そのまた1年後に0.5 ヘクタール開発する、つまり1.5 ヘク タールを3年かけて開発するようなケースの場合は、どういう対処になるのですか。

(森林環境部技監)

・その場合には、2つの案件を合わせて1~クタールを超えた時点で、林地開発許可の対象とみなして、許可を得なければ開発してはならない運用としています。つまり、1~クタールを超える開発となる時点で許可を取っていただくこととしています。

(委員)

- ・基本的に、個別の開発については、森林の場合であれば森林法、農地であれば農振法、 そのほか自然公園法等の個別規制法が関係してきますので、この国土利用計画では、そ ういう個別のものは基本的には論じることができない仕組みになっています。
- ・すなわち、法律上、個別の計画が先にあって、それをまとめるようなかたちでこの国土 計画がありますので、この審議会では、あまり細かいことについて審議するということ はないわけです。
- ・今、人口減少・少子高齢化に伴って土地利用のあり方が非常に叫ばれていますが、これは「県土利用の基本方針」のところにも、都市機能等の中心部や生活拠点への集約化などの形で対策として入ってきています。個別の土地利用案件については各個別法の所管課が行うとしても、国土利用計画の所管課には、計画に合うようなかたちでの関係各課に対する調整ということを望みたいと思います。さもないと、この国土利用計画というものは形骸化してしまうことになると思います。

(議長)

- ・御意見、御質問は尽くされたようですが、審議会としての意見の取りまとめを行います。
- ・当審議会として、この変更案のとおり了承するということで御異議はありませんか。

(異議なし)

(議長)

異議なく了承ということでまとめさせていただきます。

以上をもって審議会は終了した。